

# 参考資料5 改善基準告示の見直しの方向性について（一覧表）

第6回 労働政策審議会労働条件分科会  
自動車運転者労働時間等専門委員会

# 1年、1ヶ月の拘束時間について

## タクシー

### 現行

#### ～日勤～

- ▷ 1ヶ月の拘束時間：299時間  
※ 299時間＝195時間＋104時間

#### ～隔勤～

- ▷ 1ヶ月の拘束時間：262時間
- ▷ 地域的事情その他の特別な事情がある場合、労使協定を締結し、年6回270時間まで延長できる。  
※ 262時間＝195時間＋67時間  
※ 270時間＝195時間＋75時間

(参考) 1ヶ月の法定労働時間と休憩時間(平均)について  
1年間の法定労働時間：40時間×52週＝2,080時間  
年間の休憩時間：2,080時間÷8時間＝260時間  
1ヶ月の法定労働時間と休憩時間  
：(2,080時間＋260時間)÷12ヶ月＝195時間

- ※ 所定労働日数が異なり、休憩時間を法定より多く設定している事業場もあるため、ここで示している計算式及び数値はあくまでも「目安」である。

### 案

#### ～日勤～

- ▷ 1ヶ月の拘束時間：288時間  
※ 288時間＝195時間＋93時間

#### ～隔勤～

- ▷ 1ヶ月の拘束時間：262時間
- ▷ 地域的事情その他の特別な事情がある場合、労使協定を締結し、年6回270時間まで延長できる。



## バス

### 現行 ※バスは、乗合バス、貸切バス、高速バスの種類がある

- ▷ 4週平均1週の拘束時間：65時間  
(月換算(平均)281時間に相当)
- ▷ 貸切バス・高速バスについては、労使協定を締結し、年52週のうち16週まで、4週平均1週71.5時間(月換算(平均)309時間に相当)まで延長できる。  
※ 281時間＝195時間＋86時間  
※ 309時間＝195時間＋114時間

### 案

#### 1ヶ月

- ▷ 1ヶ月の拘束時間：年3,300時間を超えない範囲で281時間
- ▷ 貸切バス・高速バスについては、労使協定を締結し、年3,400時間を超えない範囲で、年6回294時間まで延長できる。

#### 4週平均1週

- ▷ 4週平均1週の拘束時間：年3,300時間を超えない範囲で65時間
- ▷ 貸切バス・高速バスについては、労使協定を締結し、年3,400時間を超えない範囲で、年52週のうち26週まで、4週平均1週67時間まで延長できる。



## トラック

### 現行

- ▷ 1ヶ月の拘束時間：293時間
- ▷ 1ヶ月の拘束時間は、労使協定を締結し、年3,516時間の範囲で年6回320時間まで延長できる。  
※ 293時間＝195時間＋98時間  
※ 320時間＝195時間＋125時間

# 1日の拘束時間、休息期間について

## タクシー

### 現行

#### ～日勤～

- ▷ 1日の休息期間：8時間
- ▷ 1日の拘束時間：13時間（最大16時間）

#### ～隔勤～

- ▷ 2暦日の休息期間：20時間
- ▷ 2暦日の拘束時間：21時間

### 案

#### ～日勤～

- ▷ 1日の休息期間：原則11時間（週3回まで9時間）
- ▷ 1日の拘束時間：原則13時間（週3回まで15時間）

（参考）上限まで延長した場合  
(15時間×3日) + (13時間×4日) = 週97時間

#### ～隔勤～

- ▷ 2暦日の休息期間：20時間
- ▷ 2暦日の拘束時間：21時間

## バス

### 現行

※バスは、乗合バス、貸切バス、高速バスの種類がある

- ▷ 1日の休息期間：8時間
- ▷ 1日の拘束時間：13時間（最大16時間）
- ▷ 1日の拘束時間の延長回数：15時間超えは週2回まで

（参考）上限まで延長した場合  
(16時間×2日) + (15時間×5日) = 週107時間

### 案

- ▷ 1日の休息期間については、原則11時間としつつ、これによらない場合の上限時間、回数等について別途設ける。
- ▷ 1日の拘束時間については、休息期間と同様の考え方で設定する。

## トラック

### 現行

- ▷ 1日の休息期間：8時間
- ▷ 1日の拘束時間：13時間（最大16時間）
- ▷ 1日の拘束時間の延長回数：15時間超えは週2回まで

（参考）上限まで延長した場合  
(16時間×2日) + (15時間×5日) = 週107時間

# 運転時間、連続運転時間について

## バス

**現行** ※バスは、乗合バス、貸切バス、高速バスの種類がある

- ▷ 運転時間：2日平均9時間  
4週平均1週40時間

(貸切バス、高速バスについては、労使協定があるときは、運転時間が52週について2,080時間を超えない範囲で、16週、4週平均1週44時間まで延長可)

- ▷ 連続運転時間：4時間

(運転開始後、4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の「運転の離脱」が必要。1回につき10分以上、分割可)

**案**

- ▷ 運転時間：2日平均9時間  
4週平均1週40時間

(貸切バス、高速バスについては、労使協定があるときは、運転時間が52週について2,080時間を超えない範囲で、16週、4週平均1週44時間まで延長可)

- ▷ 連続運転時間：4時間

(運転開始後、4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の「運転の離脱」が必要。1回につき10分以上、分割可)

(※ 通達に以下の内容を記載)

高速道路の実車運行区間(※1)においては、連続運転時間は、運行計画上(※2)、概ね2時間までとする。

(※1) 貸切バスの夜間については、「実車運行区間」

(※2) 貸切バスについては、「運行指示書上」

## トラック

**現行**

- ▷ 運転時間：2日平均9時間  
2週平均1週44時間
- ▷ 連続運転時間：4時間

(運転開始後、4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の「運転の離脱」が必要。1回につき10分以上、分割可)

# 特例について

## バス

**現行** ※バスは、乗合バス、貸切バス、高速バスの種類がある

- ▷ **分割休息特例**  
業務の性質上、勤務の終了後8時間以上の休息を与えることが困難な場合、全勤務回数の2分の1を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び経過直後に分割して与えることができる。ただし、分割された休息は、1日において継続4時間以上、合計10時間以上とすること。
- ▷ **2人乗務の特例**  
車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合、1日の最大拘束時間を20時間まで延長することができ休息期間を4時間まで短縮することができる。
- ▷ **隔日勤務の特例**  
2暦日の拘束時間は21時間を超えてはならないものとする。ただし、夜間に4時間以上の仮眠を与える場合には、2週間について3回を限度に24時間まで延長できる。2週間における総拘束時間は126時間を超えないものとする。
- ▷ **フェリーの特例**  
勤務の途中でフェリーに乗船する場合、フェリー乗船時間のうち2時間については拘束時間、その他の時間については休息期間として取り扱う。この休息期間は、与えるべき休息期間から減ずることができる。ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。

## 案

- ▷ **分割休息特例**  
(1日の拘束時間、休息期間の見直しに応じて見直すこととする。)
- ▷ **2人乗務の特例**  
(1日の拘束時間、休息期間の見直しに応じて見直すこととする。)
- ▷ **隔日勤務の特例 (現行どおり)**
- ▷ **フェリーの特例 (現行どおり)**

## トラック

### 現行

- ▷ **分割休息特例**  
業務の性質上、勤務の終了後8時間以上の休息を与えることが困難な場合、全勤務回数の2分の1を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び経過直後に分割して与えることができる。ただし、分割された休息は、1日において継続4時間以上、合計10時間以上とすること。
- ▷ **2人乗務の特例**  
車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合、1日の最大拘束時間を20時間まで延長することができ休息期間を4時間まで短縮することができる。
- ▷ **隔日勤務の特例**  
2暦日の拘束時間は21時間を超えてはならないものとする。ただし、夜間に4時間以上の仮眠を与える場合には、2週間について3回を限度に24時間まで延長できる。2週間における総拘束時間は126時間を超えないものとする。
- ▷ **フェリーの特例**  
勤務の途中でフェリーに乗船する場合、フェリー乗船時間は、原則として休息期間として取り扱う。この休息期間は、与えるべき休息期間から減ずることができる。ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。

# その他

## タクシー

### 現行

- ▷ 休日労働：2週間に1回

### 案

- ▷ 休日労働：2週間に1回（現行どおり）
- ▷ **予期しない事象による遅延**  
事故、悪天候、車両の故障、フェリーの中断、道路の封鎖等、予期しない事象による遅延等が発生した場合、客観的な記録が認められる場合に限り、当該遅延に伴う時間について、1日の拘束時間を延長させることができる。（休息期間は拘束時間の延長に伴い短縮）  
（※ 労働時間に応じた賃金の支払いは必要）
- ▷ **適用除外業務**  
大規模災害等に伴う「緊急輸送」、「緊急通行車両」の適用除外にバス、タクシーを含める。

## バス

### 現行

- ▷ 休日労働：2週間に1回

### 案

- ▷ 休日労働：2週間に1回（現行どおり）
- ▷ **予期しない事象による遅延**  
事故、悪天候、車両の故障、フェリーの中断、道路の封鎖等、予期しない事象による遅延等が発生した場合、客観的な記録が認められる場合に限り、当該遅延に伴う時間について、1日の拘束時間、連続運転時間、運転時間を延長させることができる。（休息期間は拘束時間の延長に伴い短縮）  
（※ 労働時間に応じた賃金の支払いは必要）
- ▷ **軽微な移動**  
SA、路肩等において、交通上の理由から「軽微な移動」を行う必要があり、客観的な記録が認められる場合には1運行あたり30分の範囲で、連続運転時間を延長させることができる。  
（※ 労働時間に応じた賃金の支払いは必要）
- ▷ **適用除外業務**  
大規模災害に伴う「緊急輸送」、「緊急通行車両」の適用除外にバス、タクシーを含める。

## トラック

### 現行

- ▷ 休日労働：2週間に1回

# その他

## タクシー（車庫待ち等について）

### 現行

#### ～日勤～

##### 【1ヶ月の拘束時間について】

- ▷ 車庫待ちは、1ヶ月の拘束時間299時間を、労使協定を締結し、322時間まで延長できる。  
※ 322時間 = 195時間 + 127時間

##### 【1日の拘束時間について】

- ▷ 車庫待ちは、次の条件を満たせば24時間まで延長できる。
  - ・ 休息期間 継続20時間以上
  - ・ 16時間超えは1ヶ月7回以内
  - ・ 18時間超えの場合、夜間に4時間以上の仮眠付与

#### ～隔勤～

##### 【1ヶ月の拘束時間について】

- ▷ 車庫待ちは、1ヶ月の拘束時間（262時間、延長した場合は270時間）について、次の条件を満たせば、20時間を加えた時間を延長できる。
  - ・ 夜間4時間以上の仮眠付与
  - ・ 21時間超えは労使協定により1ヶ月7回以内※ 290時間 = 195時間 + 95時間

##### 【2暦日の拘束時間について】

- ▷ 車庫待ちは、次の条件を満たせば24時間まで延長できる。
  - ・ 夜間4時間以上の仮眠付与
  - ・ 21時間超えは労使協定により1ヶ月7回以内

### 案

#### ～日勤～

##### 【1ヶ月の拘束時間について】

- ▷ 車庫待ちは、1ヶ月の拘束時間288時間を、労使協定を締結し、300時間まで延長できる。  
※ 300時間 = 195時間 + 105時間

##### 【1日の拘束時間について】

- ▷ 車庫待ちは、次の条件を満たせば24時間まで延長できる。
  - ・ 休息期間 継続20時間以上
  - ・ 16時間超えは1ヶ月7回以内
  - ・ 18時間超えの場合、夜間に4時間以上の仮眠付与

#### ～隔勤～

##### 【1ヶ月の拘束時間について】

- ▷ 車庫待ちは、1ヶ月の拘束時間（262時間、延長した場合は270時間）について、次の条件を満たせば、10時間を加えた時間を延長できる。
  - ・ 夜間4時間以上の仮眠付与
  - ・ 21時間超えは労使協定により1ヶ月7回以内※ 280時間 = 195時間 + 85時間

##### 【2暦日の拘束時間について】

- ▷ 車庫待ちは、次の条件を満たせば24時間まで延長できる。
  - ・ 夜間4時間以上の仮眠付与
  - ・ 21時間超えは労使協定により1ヶ月7回以内

## タクシー（ハイヤーについて）

### 現行

時間外労働は、次の範囲内となるよう努めること。

- 1ヶ月：50時間
- 3ヶ月：140時間
- 1年間：450時間

### 案

- ・ 労働基準法の時間外労働の上限規制（月45時間、年360時間、臨時的特別な事情がある場合には年960時間）を遵守し、時間外・休日労働時間を短くするよう努める必要があること。
- ・ 加えて、休息期間については、一定の時間を努力規定として設定する。